

明石市立明石商業高等学校

プールのフェンス修繕

仕 様 書

令和 7 年 6 月

明石市教育委員会明石商業高等学校事務局

I 一般事項

- (1) 目的：本事業は、明石市立明石商業高等学校敷地内のプールのフェンスについて、利用生徒及び関係者の施設利用環境の向上と当該施設の長寿命化・適正な維持管理を確保するために必要な整備をしようとするものである。
- (2) 工事名称：明石市立明石商業高等学校プールのフェンス修繕
- (3) 工事場所：明石市魚住町長坂寺 1250 番地（明石市立明石商業高等学校内）
- (4) 工事種別：修繕
- (5) 履行期間：契約締結の翌日～2026 年（令和 8 年）3 月 31 日
※工事は 原則 2025 年(令和 7 年)11 月 1 日～2026 年(令和 8 年)3 月 31 日の間に行うこと。
- (6) 工事内容：①既設フェンス撤去、回収
②目隠しフェンス設置(基礎工事含む)
③上記に伴う足場設置、各所養生、廃材処分等
- (7) 支払条件：完成後一括払い
- (8) 事前調査等：事前調査が必要な場合は、明石商業高等学校事務局に電話連絡の上、入札書提出日前日までにを行うこと
- (9) その他
- ・明石市は、仕様書等に適合しない場合等には、修補等の対応を請求することができる。
 - ・受注者は、事前に仕様書等を十分確認したうえで、入札に応じること。また、落札決定後の異議については一切認めないものとする。もし、修繕内容等に疑義のあるときは入札前に解決し、落札後は市職員の解釈に従うこと。

II 工事仕様

1. 各工事共通

(1) 総則

- ① 関係法規、条例及び規則等を遵守し、必要に応じて届出や手続きを遅滞なく請負者が代行し、必要とする費用（手続き費、手数料等）はすべて請負者の負担とすること。
- ② 本工事施工にあたって災害防止に努めること。
- ③ 工事完成から引渡しまでの試験運転及び各試験等の費用等はすべて請負者の負担とすること。

(2) 安全対策等

- ① 施工建物は工事期間中を通して生徒および関係者が使用を継続することから、仮設フェンスを設置する等により安全を確保すること。
- ② 工事現場に出入りする車両は積載違反をしてはならない。
- ③ 工事現場内は定期的に清掃を行い、生徒・利用者等に不快感を与えないように努めること。
- ④ 原則として、土曜日・日曜日、祝日及び夜間の作業は行わないものとする。
- ⑤ 工事現場への車両の出入り時間や台数等の安全対策、騒音を伴う作業の実施日時等の施工計画について、着手前に明石商業高等学校事務局と十分に協議を行うこと。なお、曜日、時間及び車両台数の制約がかかることを想定すること。
- ⑥ 事故及び苦情が発生した場合には速やかに対応し、明石商業高等学校事務局に速やかに連絡すること。

(3) 書類

- ① 着工届等の提出書類については、明石商業高等学校事務局の指示によること。
- ② 工事日程表を事前に提出すること。

(4) 特記項目

- ① 本工事は災害・危険防止等に最前の注意を払い万全の体制で施工すること。
- ② 敷地内（工事エリアも含む）は全面禁煙とする。
- ③ 工事着工前に敷地内外の撮影を行い、工事完了時に現状復旧が完全に行われているか確認すること。
- ④ 工事現場に出入りする車両は道路等の美化推進に努め、万一汚した場合には速やかに清掃すること。
- ⑤ 本工事は安全対策のほか、騒音・粉じん対策など必要な措置を十分に行うこと。
- ⑥ 工事契約後、工事内容等に変更が生じる場合は、本市担当者との協議のうえ、対応を決定すること。
- ⑦ フェンスについては、風が通るもので、目隠し機能があるもの。高さ約 1760 mm。色はダーク系で業者決定後に学校と相談すること。ただし、参考品と同等以上とする。
（参考品：朝日スチール工業株式会社 XW-1800-M）
- ⑧ フェンスの修繕箇所は別紙「施工箇所」を参照すること。

2. 各工事について

別紙「修繕内訳書」参照